

# 第64期 定時株主総会招集ご通知

日 時

2022年6月24日（金曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時）

書面又はインターネットによる議決権行使期限  
2022年6月23日（木曜日）午後5時15分まで

場 所

京都市東山区三十三間堂廻り644番地2  
ハイアットリージェンシー 京都  
1階 ザ・ボールルーム

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場をお控えいただき、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い致します。新型コロナウイルスに関する対応につきましては、5ページをご確認ください。

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は取りやめとさせていただきます。

証券コード 6963

**ローム株式会社**

## 企業目的

---

われわれは、つねに品質を第一とする。  
いかなる困難があろうとも、良い商品を国の内外へ永続かつ大量に供給し、  
文化の進歩向上に貢献することを目的とする。

## ステートメント

---

### Electronics for the Future

ロームは、エレクトロニクスの技術で、社会が抱える様々な課題を解決し、  
未来に向けて、人々の豊かな暮らしと、社会の発展を支え続けていきます。

## 経営ビジョン

---

パワーとアナログにフォーカスし、  
お客様の“省エネ”・“小型化”に寄与することで、社会課題を解決する

## 株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルスに罹患された方々に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご快復を心からお祈り申し上げます。

第64期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

世界経済は、新型コロナウイルスや国際情勢の不安など、依然として不透明な状態が続いております。一方で、自動車の電動化、自動運転のほか、5GやDX推進など、エレクトロニクス業界における事業機会は拡大し、特に脱炭素のキーデバイスとして、パワー半導体やアナログ半導体の重要性が増しております。社会やお客様からの期待も大きくなる中、製品・技術で社会課題を解決していくことがロームの使命と考え、新製品・新技術の開発や、製品の安定供給、モノづくりにおける環境配慮といった取り組みを加速しております。

幸い業績も好調に推移し、悲願であった過去最高売上上の更新を実現するとともに、中期経営計画も一部見直すこととなりました。ただ、この好況は、いつまでも続くわけではなく、変化に対応し、チャンスを実確につかむ必要があると強く認識しております。

外部環境に左右されることなく、真の成長を続けるためにも、今一度、中期経営計画に基づく強固な経営基盤作りにロームグループ一丸となって取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長  
社長執行役員

松本 功



(証券コード 6963)

2022年5月26日

株主の皆様へ

京都市右京区西院溝崎町21番地

**ローム株式会社**

取締役社長 松本 功

## 第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年6月23日（木曜日）午後5時15分までに到着するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp>) より議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、その際は、「新型コロナウイルスに関する対応」（5ページ）をご確認ください。
- ◎議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけますが、代理権を証明する書面の提出が必要となりますので、ご了承ください。
- ◎当日の議事進行につきましては、日本語で行います。

## 記

1. 日 時：2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所：京都市東山区三十三間堂廻り644番地2  
ハイアット リージェンシー 京都 1階 ザ・ボールルーム  
（末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

## 3. 会議の目的事項

## 報告事項

1. 第64期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

## 【インターネットによる議決権の行使についてのご案内】

「インターネットによる議決権行使の手順」（6ページから7ページ）をご参照ください。

以上

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.rohm.co.jp/investor-relations>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎株主総会参考書類及び本招集ご通知の添付書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.rohm.co.jp/investor-relations>）に掲載いたしますのでご了承ください。

## 新型コロナウイルスに関する対応

新型コロナウイルス禍に際しましては、お亡くなりになられました方々に謹んで哀悼の意を捧げますと共に、罹患された皆様と、感染拡大によって困難な生活環境におられる皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

本年株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、昨年同様、規模を縮小し、また時間短縮のため一部進行を簡略化して、開催させていただきます。

株主の皆様におかれましては、ご来場をお控えいただき、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い致します。

株主総会にご来場される株主様は、株主総会開催日時点での流行・感染状況やご自身の体調等を十分にお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い致します。

風邪の症状や発熱、身体のだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）等がある場合にはご来場はご遠慮いただきますようお願い致します。特に感染による影響が大きいとされる、基礎疾患のある方、妊娠中の方におかれましては、感染の回避を最優先としていただきたく、ご来場されないようお願い申し上げます。

### 株主総会会場における対策・運営について

当日の株主総会会場におきましては、以下のような対策・運営を致しますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- 会場入口付近にて検温を実施しています。発熱が認められる場合、その他感染拡大防止の見地から必要と考えられる場合には、ご入場をお断りさせていただくことがあります。
- ご来場の際にはマスクをご着用ください。総会スタッフについてもマスク着用を徹底しております。
- マイク、椅子その他会場備品等については消毒を徹底しております。あわせて、アルコール消毒液を設置しておりますので、ご来場の際にはアルコールによる手指消毒にご協力ください。
- 感染予防のため、座席の間隔を空け、ソーシャルディスタンスを確保させていただきます。昨年同様、座席数を減少するため、場合によりご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 製品展示、お飲み物の提供は取りやめとさせていただきます。
- 医療スタッフを常駐させておりますので、体調が悪化し、また気分が優れなくなった場合には総会スタッフにお申し出ください。

なお、今後の状況により会場や開始時刻の変更等、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせ致します。

<https://www.rohm.co.jp/investor-relations>

あわせて当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、上記に加え必要な措置を講じる場合がございますので、ご理解ご協力のほど宜しくお願い致します。

株主の皆様におかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

ロームグループでは、今後も引き続き株主の皆様をはじめ関係者の皆様及びグループ従業員の安全を最優先とし、グループを挙げて感染拡大防止に取り組んでまいります。

## 議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法には以下の3つの方法がございます。

### 書面

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、ご返送ください。



2022年6月23日(木曜日)  
午後5時15分到着分まで有効

### インターネット

下記手順をご参照ください。



2022年6月23日(木曜日)  
午後5時15分受付分まで有効

### 株主総会へご出席

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



2022年6月24日(金曜日)  
午前10時

## インターネットによる議決権行使の手順

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面(議決権行使書)又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## QRコードを読み取る方法

### ■ スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！



同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。  
以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。  
QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

2回目以降のログインの際は…  
次ページに記載のご案内に従ってログインしてください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

### ■ パソコン、2回目以降のスマートフォンの場合

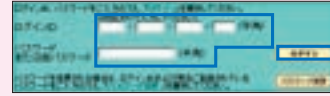
① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

<https://evote.tr.mufg.jp>  
「次の画面へ」をクリック



「次の画面へ」をクリック

② 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリック。



③ 「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード（確認用）」のそれぞれにご入力いただき、「送信」をクリック。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

書面とインターネットにより議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。インターネットによる議決権の行使は、2022年6月23日（木曜日）午後5時15分まで受付いたしますが、できるだけ早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

### ■ パスワードの取り扱い

株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時から午後9時まで

### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。



# 株主総会参考書類

## 第1号議案

### 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績や今後の財務状況の見通し、企業価値の向上に向けた事業投資のための資金需要等を総合的に勘案したうえ、次のとおりとさせていただきます。これにより、年間にお支払いする配当金は、中間配当金75円と合わせて1株につき185円となります。

#### 1 配当財産の種類

金銭

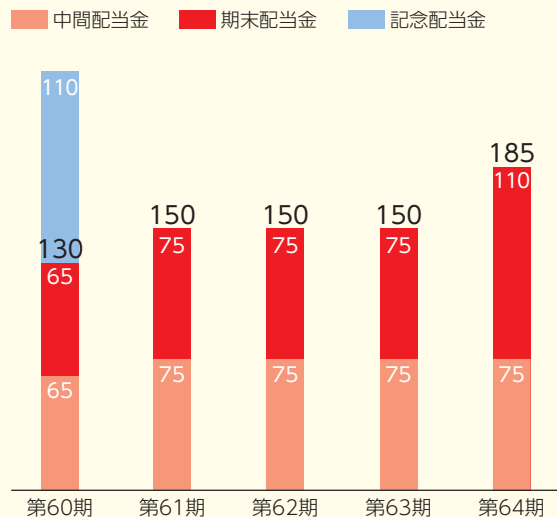
#### 2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき110円  
 配当総額 10,795,802,600円

#### 3 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

【ご参考】1株当たり配当金(円)



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）及び「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令」（令和3年法務省・経済産業省令第1号）が2021年6月16日に施行されたことに伴い、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができるよう、定款第13条第2項を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ・ 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ・ 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ・ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ・ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 経営基盤の一層の強化・充実を図るため、役付取締役として会長職を定めることができる旨を現行定款第21条に追加するとともに、会社を代表すべき取締役として取締役会長を選定することができる旨を現行定款第22条に追加するものであります。

また併せて、株主総会及び取締役会の運営を柔軟に行うことができるように、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集権者及び議長にあたるよう、現行定款第17条及び第23条を変更するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要のある場合にそのつど招集する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当会社は株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要のある場合にそのつど招集する。</p> <p><u>2 当会社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当会社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者および議長) 第17条 株主総会は取締役社長が招集し、議長となる。 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(役付取締役) 第21条 取締役会はその決議により監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名をおき、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名をおくことができる。</p> <p>(代表取締役) 第22条 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。 取締役会はその決議により、取締役副社長、専務取締役および常務取締役の中から当会社を代表すべき取締役を選定することができる。</p> <p>(招集者および議長) 第23条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(招集者および議長) 第17条 株主総会は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>が招集し、議長となる。 当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(役付取締役) 第21条 取締役会はその決議により監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名をおき、必要に応じて<u>取締役会長</u>、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名をおくことができる。</p> <p>(代表取締役) 第22条 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。 取締役会はその決議により、<u>取締役会長</u>、取締役副社長、専務取締役および常務取締役の中から当会社を代表すべき取締役を選定することができる。</p> <p>(招集者および議長) 第23条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>が招集し、議長となる。 当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>2019年6月開催の第61期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の賠償責任に関する社外監査役(社外監査役であったものを含む。)と締結済みの会社法第427条第1項の規定による責任限定契約については、なお同定時株主総会決議により変更前の定款第32条の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u></p> <p>2019年6月開催の第61期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の賠償責任に関する社外監査役(社外監査役であったものを含む。)と締結済みの会社法第427条第1項の規定による責任限定契約については、なお同定時株主総会決議により変更前の定款第32条の定めるところによる。</p> <p>(<u>電子提供措置に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第2条</u></p> <p>変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案

### 監査等委員でない取締役8名選任の件

監査等委員でない取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会のさらなる多様性を確保し、ロームグループが注力するサステナビリティ経営及びグローバルな視点での監督機能の一層の強化を図るため、独立社外取締役2名を増員し、監査等委員でない取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案については、取締役会の諮問機関として設置される独立社外取締役が過半数を占める役員指名協議会の答申に基づき、取締役会において決定されております。また、本議案に関する監査等委員会からの意見につきましては、25ページをご参照ください。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	2021年度における取締役会への出席状況
1	まつもと いさお 松本 功 <span>再任</span>	取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員 CEO	100% (15回/15回)
2	あずま かつみ 東 克己 <span>再任</span>	取締役 専務執行役員 COO	100% (15回/15回)
3	いの かずひで 伊野 和英 <span>再任</span>	取締役 常務執行役員 CSO 兼 経理本部長	100% (15回/15回)
4	たていし てつお 立石 哲夫 <span>再任</span>	取締役 上席執行役員 CTO	100% (15回/15回)
5	やまもと こうじ 山本 浩史 <span>再任</span>	取締役 上席執行役員 SCM本部長、管理本部長 兼 サステナビリティ担当	100% (12回/12回)※
6	なぐも ただのぶ 南雲 忠信 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	取締役	100% (12回/12回)※
7	ピーター ケネバン Peter Kenevan <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	—	—
8	むらまつ くにこ 村松 邦子 <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	—	—

※2021年6月25日開催の第63期定時株主総会において取締役役に選任されたため、出席の対象となる取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。

候補者番号

1

まつもと  
松 本 功

(1961年1月25日生)

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社  
 2013年 6月 当社取締役 LSI生産本部長  
 2019年 9月 当社取締役 常務執行役員 品質・安全・生産担当  
 2020年 5月 当社取締役社長（代表取締役）社長執行役員  
 2020年 6月 当社取締役社長（代表取締役）社長執行役員 CEO（現任）

候補者とした理由

事業部門での豊富な知識や経験及び海外で培ったグローバルな視点を活かし、代表取締役社長として強力なリーダーシップをもってロームグループの企業価値の向上に貢献しているため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



取締役在任期間（本総会終結時）

9年

所有する当社の株式の数

4,978株

候補者番号

2

あずま かつ み  
東 克 己

(1964年11月10日生)

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社  
 2013年 6月 当社取締役 ディスクリート生産本部長  
 2017年 7月 当社専務取締役 ディスクリート、オプト・モジュール担当  
 2019年 9月 当社取締役 専務執行役員 事業・戦略担当  
 2020年 6月 当社取締役 専務執行役員 COO 兼 営業統括  
 2021年 1月 当社取締役 専務執行役員 COO 生産・品質・営業統括  
 2021年 6月 当社取締役 専務執行役員 COO（現任）

候補者とした理由

半導体・電子部品の生産部門での業務等を通じて製品の品質向上や生産技術に関して豊富な知識と経験を有し、戦略的に事業を統括・推進する能力に優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



取締役在任期間（本総会終結時）

9年

所有する当社の株式の数

3,503株



候補者番号

3

い の かず ひで  
伊 野 和 英

(1970年3月31日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 4月 当社入社  
 2019年 9月 当社執行役員 パワーデバイス生産本部長  
 2020年 6月 当社取締役 上席執行役員 CSO 兼 パワーデバイス事業統括  
 2021年 1月 当社取締役 上席執行役員 CSO 事業統括  
 2021年 6月 当社取締役 常務執行役員 CSO 兼 経理本部長 (現任)

### 候補者とした理由

パワーデバイス等の技術開発部門における業務等を通じて豊富な知識と経験及び企業経営における財務経験を有し、事業運営と合わせた両軸の観点からロームグループの事業を推進する能力に優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



取締役在任期間(本総会終結時)

2年

所有する当社の株式の数

1,761株

候補者番号

4

たて いし てつ お  
立 石 哲 夫

(1963年2月24日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2014年 7月 当社入社  
 2019年 6月 当社取締役 LSI開発本部長  
 2019年 9月 当社取締役 上席執行役員 LSI開発本部長  
 2020年 6月 当社取締役 上席執行役員 CTO 兼 LSI事業統括  
 2021年 1月 当社取締役 上席執行役員 CTO (現任)

### 候補者とした理由

開発者として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、半導体技術に広く精通し、CTO(最高技術責任者)としてロームグループの事業を戦略的に推進する能力に優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



取締役在任期間(本総会終結時)

3年

所有する当社の株式の数

1,489株

候補者番号

5

やま もと こう じ  
山 本 浩 史

(1963年2月28日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社  
 2019年 9月 当社執行役員 LSI生産本部長 兼 後工程合理化推進担当  
 2020年 6月 当社執行役員 SCM本部長  
 2021年 6月 当社取締役 上席執行役員 SCM本部長、管理本部長 兼 サステナビリティ担当(現任)

### 候補者とした理由

開発・生産部門での業務等を通じて豊富な知識と経験を有し、ロームグループにおけるサステナビリティやサプライチェーンマネジメント (SCM)、リスクマネジメント等に関する業務を推進する能力に優れていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



取締役在任期間(本総会終結時)

1年

所有する当社の株式の数

2,196株

候補者番号

6

な ぐも ただ のぶ  
南 雲 忠 信

(1947年2月12日生)

再任

社外 独立

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年 4月 横浜ゴム株式会社入社  
 1999年 6月 同社取締役  
 2004年 6月 同社代表取締役社長  
 2011年 6月 同社代表取締役会長 兼 CEO  
 日本ゼオン株式会社社外監査役  
 2015年 6月 同社社外取締役(現任)  
 2016年 3月 横浜ゴム株式会社代表取締役会長  
 2019年 3月 同社相談役(現任)  
 2021年 6月 当社取締役(現任)

### (重要な兼職の状況)

横浜ゴム株式会社 相談役 日本ゼオン株式会社 社外取締役

### 候補者とした理由及び期待される役割の概要

世界各地に事業を展開する上場企業の経営者として培われた豊富な知識と経験を有しており、グローバル戦略を積極的に推進した実績に加え、技術者としてモノづくりの分野に高い見識を兼ね備え、独立した立場から業務執行の監督機能強化への貢献及び国際的・実践的な視点で幅広く経営に対する助言が期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。



取締役在任期間(本総会終結時)

1年

所有する当社の株式の数

500株

候補者番号

7

ピーター ケネバン  
Peter Kenevan

(1964年6月28日生)

新任 社外 独立

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 6月 カリフォルニア州弁護士登録  
1995年 9月 McKinsey & Company, Inc.入社  
2000年 6月 同社東京オフィス パートナー  
2012年 6月 同社東京オフィス シニアパートナー  
2021年 4月 PayPal Pte. Ltd. 日本事業統括責任者、VP (現任)

### (重要な兼職の状況)

PayPal Pte. Ltd. 日本事業統括責任者、VP

### 候補者としての理由及び期待される役割の概要

コンサルティングファームにおいて長年にわたる業務で培われたコーポレートファイナンス、M&A (企業買収・合併)、企業変革等に対する幅広い知識と豊富な経験、グローバルに事業を展開する企業における日本事業責任者を務めている実績等を有しており、独立した立場から業務執行の監督機能強化への貢献及び国際的・実践的な視点で幅広く経営に対する助言が期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数

0株

候補者番号

8

むら まつ くに こ  
村 松 邦 子

(1958年9月1日生)

新任 社外 独立

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 10月 日本テキサス・インスツルメンツ株式会社入社  
2003年 11月 同社企業倫理室長/ダイバーシティ推進責任者  
2009年 10月 一般社団法人経営倫理実践研究センター 主任研究員  
2010年 1月 株式会社ウェルネス・システム研究所 代表取締役 (現任)  
2016年 4月 特定非営利活動法人GEWEL 代表理事  
2016年 6月 株式会社ヨコオ 社外取締役 (現任)  
2018年 4月 一般社団法人経営倫理実践研究センター 上席研究員 (現任)  
2019年 6月 NECネットエスアイ株式会社 社外取締役 (現任)  
2020年 6月 九州旅客鉄道株式会社 社外取締役 (現任)

### (重要な兼職の状況)

株式会社ウェルネス・システム研究所 代表取締役 株式会社ヨコオ 社外取締役  
NECネットエスアイ株式会社 社外取締役 九州旅客鉄道株式会社 社外取締役

### 候補者としての理由及び期待される役割の概要

外資系半導体メーカーにおける実務経験を有し、また持続可能な社会の土台作りを志して自ら会社を設立・経営するとともに、企業倫理向上・サステナビリティ・ダイバーシティ推進のアドバイザーを務めている豊富な実績及び経歴を通じて培われた幅広い知識・見識等を有しており、独立した立場から業務執行の監督機能強化への貢献及びロームグループが注力するサステナビリティ経営に対する助言が期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数

0株

- (注) 1. 南雲忠信氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏と当社との間には、2020年6月から2021年6月まで経営のアドバイスを受けるために顧問契約を締結しておりましたが、年間の顧問契約料は1千万円未満であり、当社の定める「社外役員の独立性基準」(25ページご参照)を満たしているため、一般株主と利益相反のおそれのない独立性を有していると判断しております。また、同氏が相談役を務める横浜ゴム株式会社と当社グループとの間には、取引関係はありません。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. Peter Kenevan氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏が2021年3月まで東京オフィス シニアパートナーを務めていたMcKinsey & Company, Inc.にコンサルティング業務を委託しておりましたが、取引の規模は当社及び同社の各事業年度における連結売上高の0.1%未満であり、当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしているため、一般株主と利益相反のおそれのない独立性を有していると判断しております。また、同氏が日本事業統括責任者、VPを務めるPayPal Pte. Ltd.と当社グループとの間には、取引関係はありません。同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合、当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 村松邦子氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしているため、一般株主と利益相反のおそれのない独立性を有していると判断しております。また、同氏が代表取締役を務める株式会社ウェルネス・システム研究所と当社グループとの間には、取引関係はありません。同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合、当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 当社は、南雲忠信氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。また、本総会において、同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、Peter Kenevan氏及び村松邦子氏の選任が承認可決された場合、両氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。

## 〈ご参考〉選任後の取締役会の構成及びスキル・マトリックス

第3号議案が承認可決された場合、当社取締役会は、社内取締役6名、社外取締役7名（うち女性2名）で構成される体制となり、独立社外取締役の取締役会に占める割合は過半数となります。

当社は、創業以来掲げてきた「企業目的」を礎に、ロームグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役会が備えるべきスキル（知識・経験・能力等）の分野を特定しております。

取締役に対して特に期待する分野及びその定義は、次のとおりであります。

氏名	特に期待する分野							
	企業経営	ESG・サステナビリティ	グローバル	イノベーション・技術	人財開発	法務・コンプライアンス	財務・会計	半導体業界知見
松本 功	●	●	●	●	●	●		●
東 克己	●	●	●		●	●		●
伊野 和英	●		●	●			●	●
立石 哲夫			●	●		●		●
山本 浩史		●	●		●	●		●
南雲 忠信	●	●	●		●			
Peter Kenevan	●		●				●	●
村松 邦子		●			●			
山崎 雅彦	監査等委員	●				●		
仁井 裕幸	監査等委員	●				●		
千森 秀郎	監査等委員	●				●		
宮林 利朗	監査等委員	●					●	
田中久美子	監査等委員	●					●	

特に期待する分野	定義
企業経営	事業を取り巻く環境変化を見通し、中長期的な視点に立って戦略を立案し、意思決定・組織運営を行うことで、企業価値の向上を図る。
ESG・サステナビリティ	誠実・公正かつ透明性ある事業活動を行い、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて取組み、ステークホルダーとの良好な関係を構築することで、地球・社会及び企業の持続的な発展・成長に貢献する。
グローバル	激動する国際情勢を踏まえ、グローバルな視点に立って戦略を立案し、事業遂行を行うことで、国際市場における信頼を高める。
イノベーション・技術	社会とお客様のニーズを捉え、企業の持続的成長に不可欠な新技術・新商品の開発に注力し、事業の創出・構築・拡大を推進する。
人財開発	次世代の経営者となりうる人財を発掘し、経営戦略と連動した人財育成及び中長期的な人財投資を実施する。
法務・コンプライアンス	事業に係る関連法令等を理解し、常に法令等遵守の観点に立って事業経営に重大な影響を与えるリスクを把握することで、適切にリスクマネジメントを行う。
財務・会計	会計・税務、ファイナンスに関する理解を通じて経営課題を適切に把握し、経営戦略と連動した財務戦略や施策を立案、モニタリングする。
半導体業界知見	半導体に関する知見及び半導体業界における幅広い人脈を有するとともに、競合や市場の動向を適切にモニタリングすることで、事業ポートフォリオの最適化を図る。



## 第4号議案

### 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

当社の監査等委員でない取締役の報酬の額は、2019年6月27日開催の第61期定時株主総会において、年額9億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。また当該金銭報酬枠とは別枠で2020年6月26日開催の第62期定時株主総会において、株式報酬の額を年額1億円以内（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に、当社の中期経営計画に定める業績目標の達成及び中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して新たに業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入致したく存じます。

本制度は、対象取締役に對して、3～5事業年度の範囲で取締役会が予め定める業績評価の対象期間（以下「業績評価期間」という。）の終了後最初の定時株主総会の日以降に、当該業績評価期間における業績目標の達成度合いに応じて、当社の普通株式を交付するための金銭債権を一括して支給し、当該金銭債権の支給を受けた対象取締役が、当社の取締役会決議に基づき、後述する譲渡制限付株式割当契約を締結し、本制度により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、譲渡制限が付された当社の普通株式の発行又は処分を受ける制度です。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の上限は、業績評価期間ごとに50,000株（本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他本制度に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。以下同じ。）とし、本制度により支給される金銭債権は、取締役会で予め定める業績評価期間の経過後に、業績評価期間に対応した複数事業年度にわたる職務執行の対価に相当する分を当社の普通株式を交付するために一括して支給することを想定しており、その上限額は、業績評価期間ごとに、50,000株に交付時株価を乗じた金額（以下「金銭債権上限額」という。）と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、上記上限の範囲内において、別途取締役会で決定することと致します。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数、本議案に基づく対象取締役への当社の普通株式の交付条件は、当社の報酬の決定方針に沿って、取締役会の諮問機関として設置される取締役報酬協議会の答申に基づいているため、相当であると考えます。

現在の監査等委員でない取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第3号議案「監査等委員でない取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。



## 【本制度の概要】

本制度は、当社の中期経営計画に基づく業績の達成度合いに応じて、対象取締役に対して業績評価期間終了後最初の定時株主総会の日以降に当社の普通株式を発行又は処分する制度です。具体的な業績評価期間については3～5事業年度のうち取締役会が定めた期間とし、また、業績達成の目標となる指標（以下「業績評価指標」という。）については、当社の取締役会において予め定めるものと致します。

なお、当初の業績評価期間及び業績評価指標は、下表を予定しておりますが、当初の業績評価期間終了後も、本議案で承認を受けた範囲内で、本制度の実施を継続できるものと致します。

＜ご参考：当初の業績評価期間及び業績評価指標＞

業績評価期間	2023年3月期から2026年3月期まで（4年間）	
業績評価指標	財務	ROE
	非財務	温室効果ガス排出量
		ダイバーシティ&インクルージョン (グローバル女性管理職比率)
		ロームグループ従業員エンゲージメント

### (1) 金銭債権の額の算定方法

当社は、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社の普通株式の数を算定し、②の計算式に基づき、各対象取締役に支給する金銭債権の額を算定致します。

- |  |
|--|
| <p>① 各対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数（※1）<br/>基準株式数（※2）×支給割合（※3）</p> <p>② 各対象取締役に支給する金銭債権の額<br/>各対象取締役に対して発行又は処分する当社の普通株式の数（①）×交付時株価（※4）</p> |
|--|

（※1）計算の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものと致します。

（※2）当社の取締役会において予め定めるものと致します。

（※3）業績評価期間中の各業績評価指標の達成度合いに応じて、0%～150%の範囲で、当社の取締役会において予め定めるものと致します。

（※4）業績評価期間終了後最初の定時株主総会の日以降に行われる当社の普通株式の発行又は処分に係る当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定致します。

## (2) 対象取締役に対する支給条件

当社は、原則として、対象取締役が以下の要件を満たした場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に対して、上記(1)に基づき算出される数の当社の普通株式を発行又は処分致します。

- ① 対象取締役が、業績評価期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会が定める役職の地位にあったこと
- ② 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他当社の取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること

なお、業績評価期間中に、新たに就任した取締役が存在する場合又は取締役の役位の変更があった場合には、業績目標達成度や役位調整比率、当該取締役の在任期間等に応じて合理的に調整した当社の普通株式を当社の取締役会において発行又は処分致します。

また、業績評価期間中に対象取締役が、死亡以外の正当な理由により当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、金銭を支給するものとし、業績評価期間終了後最初の定時株主総会の日までに退任又は退職した場合には株式を支給致します。なお、業績評価期間中又は業績評価期間終了後最初の定時株主総会の日までに対象取締役が死亡により当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合にも、金銭を支給するものと致します。

当該取締役に支給する金銭の額は、基準株式数を業績目標達成度や当該取締役の在任期間に応じて合理的に調整した数に、当該取締役の退任又は退職した日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じて得られる金額と致します。

なお、上記金銭債権上限額にかかわらず、かかる場合において対象取締役に支給する金銭の額の合計額は、業績評価期間ごとに50,000株に退任又は退職日の時価（退任又は退職日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値））を乗じた金額を上限とします。

## (3) 組織再編等における取扱い

当社は、業績評価期間中又は業績評価期間終了後最初の定時株主総会の日までに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、当社の普通株式に代わり、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等に応じて合理的に調整した基準交付株式数に、当該組織再編等の承認日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じて得られた金額の金銭を支給します。

なお、上記金銭債権上限額にかかわらず、かかる場合において対象取締役に支給する金銭の額の合計額は、業績評価期間ごとに50,000株に当該組織再編等の承認日の前営業日における時価（当該承認日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値））を乗じた金額を上限とします。

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下(4)の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。但し、対象取締役が当該普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給を受ける時点において、当社の取締役会が定める地位にない場合はこの限りではありません。

#### (4) 本割当契約の概要

##### ① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

##### ② 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

##### ③ 譲渡制限の解除

①に定める譲渡制限期間の満了の他、対象取締役の任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記②に定める地位を退任又は退職した場合には、本割当株式の全部について、当該対象取締役が上記に定める地位を退任又は退職した時点をもって譲渡制限を解除する。

##### ④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

##### ⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

## 社外役員の独立性基準

ローム株式会社

当社の社外役員は以下の項目に該当しない者を選任する。

1. 当社の主要株主<sup>1</sup>又はその業務執行者<sup>2</sup>
2. 当社が主要株主である会社の業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先<sup>3</sup>又はその業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者<sup>4</sup>又はその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に一定額<sup>5</sup>を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
6. 当社グループから一定額<sup>6</sup>を超える寄付又は助成を受けている者(当該助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の理事その他の業務執行者)
7. 当社の会計監査人の代表社員、社員又は従業員
8. 当社の主要な借入先<sup>7</sup>の業務執行者
9. 上記1～8に過去3年間に於いて該当していた者
10. 当社グループから取締役を受け入れている者又はその業務執行者
11. 当社グループの重要な業務執行者<sup>8</sup>の配偶者又は二親等以内の親族

(2015年11月5日制定)

以上

- 
- 1 主要株主・・・総議決権の10%以上
  - 2 業務執行者・・・取締役、執行役、社員、使用人
  - 3 主要な取引先・・・当社年間連結売上高の2%超の支払いを行っている会社
  - 4 主要な取引先とする者・・・年間売上高の2%超の支払いを当社から受けている会社
  - 5 一定額・・・個人は年間1千万円、法人は総収入の2%超
  - 6 一定額・・・年間1千万円超
  - 7 主要な借入先・・・当社の連結総資産の2%を超える金銭の借入先
  - 8 重要な業務執行者・・・取締役(社外取締役を除く)及び部長級以上の上級管理職

## 監査等委員会意見

監査等委員会は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の選任及び報酬について、役員指名協議会、取締役報酬協議会での協議内容の確認を行いました。取締役の選任については、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績、取締役会での発言、これまでの経歴等を評価したうえで、決定の手続きは適正であり、取締役候補者として適任と判断します。また、取締役の報酬については、報酬体系、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、決定の手続きは適正であり、報酬等の内容は相当であると判断します。

## (株主総会招集通知添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### 全般的概況

当連結会計年度における世界経済は、中国や米国経済の回復、各国における新型コロナウイルス感染症のワクチン接種普及等により、全体として回復に向かいました。ただし、依然としてサプライチェーンの乱れにより部材の供給不足が発生し、年明け以降はウクライナの地政学的リスクが顕在化するなど、世界経済は減速リスクにさらされました。

エレクトロニクス業界におきましては、自動車関連市場は部材不足による自動車減産の影響があったものの、脱炭素社会に向けた電動化・電装化の促進や半導体市場への強い需要が継続し、全体としては堅調に推移しました。また、産業機器関連市場でも各国における工場の自動化・デジタル化投資の拡大などにより順調に推移した事などから、全体として好調に推移しました。

このような経営環境の中、電動化へのシフトが期待される自動車関連市場や、中長期的に成長が期待される産業機器関連市場などに向けてロームグループが強みを持つ「パワー」、「アナログ」及び「汎用デバイス」の新製品・新技術の開発を進め、お客様の省エネ・小型化に広く貢献できるトータルソリューションでの提案を推進しました。

生産面においても、マトリクス型組織とすることにより、全社最適化を進めるとともに、「モノづくり改革」による省人化・自動化ラインの構築を推し進めました。また、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策の徹底や生産性向上、急増する受注に対応した生産能力増強を進めるなど、お客様への安定供給に努めました。

さらに、タンタルコンデンサ事業の譲渡を決定した一方、2023年の完成に向けてマレーシアの生産拠点における新工場建設計画や京都本社へのモノづくりイノベーションセンターの設立計画を進めるなど、重点領域への経営資源の集中を行いました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は自動車関連市場、民生機器関連市場及び産業機器関連市場を中心に増加し、前期比25.6%増の4,521億2千4百万円となり過去最高の売上高を達成しました。営業利益は固定費負担率の低下などにより前期比85.7%増の714億7千9百万円となり、当連結会計年度の営業利益率は前連結会計年度の10.7%から15.8%に上昇しました。

経常利益につきましては、営業利益の増加に加え、為替差益が発生したことにより、前期比103.0%増の825億5千1百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比80.6%増の668億2千7百万円となりました。



また、ロームグループで重視している経営指標について、当連結会計年度のEBITDA（※）は前期比44.3%増の1,135億7百万円となりました。

※ EBITDA (Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization)

税引前利益に支払利息、減価償却費を加えて求めたもの。グローバル企業などの収益力を比較する際によく利用される指標。ロームグループでは簡易的に営業利益に減価償却費を加えて算出しております。

## セグメント別概況

[LSI]

市場別では、自動車関連市場につきましては、ADASやインフォテインメント、カーボディ向けのLEDドライバICや電源ICなどが好調であったことに加え、電動車向けに採用が進んでいる絶縁ゲートドライバICなど高付加価値商品が順調に売上を伸ばしました。産業機器関連市場につきましては、旺盛な設備投資によりFA向けの電源ICなどが好調に推移しました。民生機器関連市場につきましては、市況の回復やテレワークの浸透により白物家電・PC向け等の各種ドライバICや電源ICなどを中心に堅調に推移しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,038億9千5百万円（前期比21.3%増）、セグメント利益は329億8千8百万円（前期比109.4%増）となりました。

[半導体素子]

事業セグメント別では、トランジスタ、ダイオード、パワーデバイスにつきましては、自動車関連市場や産業機器関連市場、家電向けを中心に好調に推移しました。また、発光ダイオードや半導体レーザーにつきましては、産業機器関連市場や民生機器関連市場向けなどで売上が増加しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,880億9千3百万円（前期比32.1%増）、セグメント利益は327億7千4百万円（前期比55.7%増）となりました。

[モジュール]

事業セグメント別では、プリントヘッドにつきましては、プリンタ向けなどで売上が増加しました。オプティカル・モジュールにつきましては、通信機器向けなどでセンサモジュールの売上が減少しましたが、産業機器関連市場や民生機器関連市場向けなどで売上が増加しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は328億3千5百万円（前期比12.4%増）、セグメント利益は44億4千2百万円（前期比107.0%増）となりました。

[その他]

事業セグメント別では、抵抗器につきましては、自動車関連市場や家電向けを中心に売上が増加しました。一方、タンタルコンデンサにつきましては、PCやスマートフォン向けなどで売上が好調に推移しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は272億9千9百万円（前期比35.3%増）、セグメント利益は50億1千8百万円（前期比171.8%増）となりました。

上記「セグメント別概況」の記載は、外部顧客に対するものであります。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、開発・生産体制の拡充と徹底した効率化を推進するため、総額799億8千5百万円の設備投資を実施いたしました。そのセグメント別の内訳は次のとおりであります。

LSI	30,130百万円
半導体素子	33,789
モジュール	1,793
その他	4,237
販売・管理等共通部門	10,034

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資などの所要資金は、自己資金を充当いたしました。なお、当連結会計年度におきましては、増資、社債発行及び借入による資金調達は行っておりません。

## (4) 対処すべき課題

世界経済は、新型コロナウイルス感染症が再拡大したほか、ウクライナ問題などの地政学的リスクやインフレリスクが懸念されるなど、依然として不透明な状況が続くものと思われれます。一方、エレクトロニクス市場においては、エネルギーや資材価格の高騰等による材料費や経費のコストアップリスク、製造に必要な希ガスや希少金属の供給不足リスクがあるものの、省エネや電装化の促進、各国における工場の自動化・デジタル化投資などにより順調に推移するものと思われれます。

こうした状況のもと、ロームグループでは、引き続き市場のニーズを先取りした高付加価値製品の開発とタイムリーな市場への投入に取り組んでまいります。

また、生産面においても、先進の品質管理体制の構築や省人化・自動化の推進など、「モノづくり改革」を継続して進めるとともに、原材料等の安定調達や顧客との長期契約の締結など、サプライチェーンを維持・継続することで事業運営に支障がでないよう尽力いたします。

さらに、中期経営計画を遂行することで、中長期的な業績向上を目指し、企業価値の拡大に努めてまいります。



(ご参考)

## 中期経営計画「MOVING FORWARD to 2025」について

2021年度にスタートした中期経営計画「MOVING FORWARD to 2025」に関して、最終年度となる2026年3月期の目標数値を、一部見直しました。  
なお、中期経営計画における成長戦略や重点施策については、変更していません。

新たな経営目標の達成に向け、引き続き、ロームグループ一丸となって強固な経営基盤作りに取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

### 財務目標の見直し

### グローバルメジャーに向け、さらなる成長実現へ

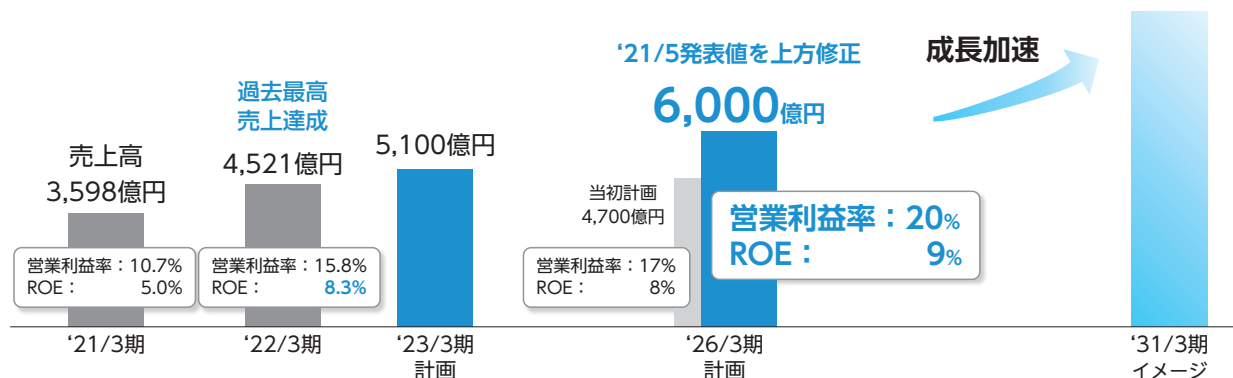
2021年度～2025年度

2030年度

“車載”“海外”での成長実現と更なる成長に向けた基盤作り

グローバルメジャーへ

- 成長軌道へ戻す5年
- 電動車市場でグローバルトップシェア商品の確立 (SiC、絶縁ゲートドライバ)
- 海外売上比率**50%以上** (当初計画45%以上)
- 収益体質の強化 (高付加価値商品による単価アップと生産効率の更なる向上)
- グローバルで戦える営業・開発体制の確立



## 非財務目標(抜粋)

### 環境 (2030 年度)

- 温室効果ガス排出量 **50.5%** 削減 (2018 年度比) ※ 2021 年 9 月 目標更新
- 再生可能エネルギー 2050 年度導入比率 100% へ向け推進
- 廃棄物ゼロエミッション化

### ダイバーシティ、従業員

- グローバル女性管理職比率 15%
- 従業員エンゲージメントスコア業界平均以上

### お客様

品質満足度スコア +10%改善 (2020 年度比)

## <TOPIX>

気候変動リスクが一層顕在化する中、「環境ビジョン2050」の達成に向けて、2030年までの温室効果ガス排出量削減目標を引き上げ、環境負荷軽減への取り組みを加速。RE100にも加盟し、再生可能エネルギーの積極的な導入を進めております。

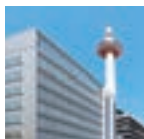
### 2022年度 再生可能エネルギー 導入拠点



SiCrystal (ドイツ)



ローム・アポロ (福岡・筑後)



京都



新横浜

NEW



RIST (タイ)

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	(当連結会計年度) 2022年3月期
売 上 高 (百万円)	398,989	362,885	359,888	452,124
経 常 利 益 (百万円)	64,689	35,774	40,672	82,551
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	45,441	25,632	37,002	66,827
1株当たり当期純利益 (円)	431.29	247.65	376.24	680.62
総 資 産 (百万円)	874,427	848,873	926,240	1,029,132
純 資 産 (百万円)	766,754	715,479	769,490	840,353

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数により算出しております。

### 〈参考〉当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	(当事業年度) 2022年3月期
売 上 高 (百万円)	342,360	309,598	303,222	384,181
経 常 利 益 (百万円)	44,034	24,501	40,325	62,429
当 期 純 利 益 (百万円)	35,372	21,606	41,885	53,236
1株当たり当期純利益 (円)	335.87	209.04	426.28	542.46
総 資 産 (百万円)	528,371	518,473	574,882	637,391
純 資 産 (百万円)	456,060	413,884	457,134	488,233

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数により算出しております。

## (6) 主要な事業セグメント

ロームグループは主として電子部品の製造・販売を行っており、主な製品及び事業の名称は次のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

セグメントの名称	主 な 製 品 及 び 事 業 の 名 称
L S I	アナログ、ロジック、メモリ
半 導 体 素 子	ダイオード、トランジスタ、発光ダイオード、半導体レーザー
モ ジ ュ ー ル	プリントヘッド、オプティカル・モジュール、パワーモジュール
そ の 他	抵抗器、タンタルコンデンサ

(7) 主要な拠点

(2022年3月31日現在)

名 称		所在地
当 社	本社・工場	京 都 府
	滋賀工場	滋 賀 県
	京都テクノロジーセンター	京 都 府
	横浜テクノロジーセンター	神 奈 川 県
	京都ビジネスセンター	京 都 府
	東京ビジネスセンター	東 京 都
	横浜ビジネスセンター	神 奈 川 県
	名古屋ビジネスセンター	愛 知 県
製 造	ローム浜松(株)	静 岡 県
	ローム・ワーク(株)	岡 山 県
	ローム・アポロ(株)	福 岡 県
	ローム・メカテック(株)	京 都 府
	レピ°セミコンダクタ(株)	神 奈 川 県 等
	レピ°テクノロジ(株)	神 奈 川 県
	ローム・コリア・コーポレーション	韓 国
	ローム・エレクトロニクス・フィリピンズ・インク	フ ィ リ ピ ン
	ローム・インテグレイテッド・システムズ・タイラント・カンパニー・リミテッド	タ イ
	ローム・セミコンダクタ・チャイナ・カンパニー・リミテッド	中 国
	ローム・エレクトロニクス・ダ イレン・カンパニー・リミテッド	中 国
	ローム・ワーク・エレクトロニクス・マレーシア・センテリオン・パハット	マ レ シ ア
	ローム・メカテック・フィリピンズ・インク	フ ィ リ ピ ン
	ローム・メカテック・タイラント・カンパニー・リミテッド	タ イ
	カイオニクス・インク	米 国
サイクリスタル・ゲ-エムエ-ハー	ド イ ツ	

名 称		所在地
販 売	ロム・セミコンダクタ・コリア・コーポレーション	韓 国
	ロム・セミコンダクタ・シャanghai・カンパニー・リミテッド	中 国
	ロム・セミコンダクタ・ハング・カンパニー・リミテッド	中 国
	ロム・セミコンダクタ・シンセン・カンパニー・リミテッド	中 国
	ロム・セミコンダクタ・ホンコン・カンパニー・リミテッド	中 国
	ロム・セミコンダクタ・タイワン・カンパニー・リミテッド	台 湾
	ロム・セミコンダクタ・シンガポール・フライバート・リミテッド	シンガポール
	ロム・セミコンダクタ・フィリピンズ・コーポレーション	フィリピン
	ロム・セミコンダクタ・タイランド・カンパニー・リミテッド	タ イ
	ロム・セミコンダクタ・マレーシア・センテリアン・ハット	マレーシア
	ロム・セミコンダクタ・インドネシア・フライバート・リミテッド	イ ン ド
	ロム・セミコンダクタ・ユーエスエー・エルエルシー	米 国
ロム・セミコンダクタ・ゲー・エム・エー	ド イ ツ	
物 流 管 理	ロム・ロジック(株)	岡 山 県

## (8) 従業員の状況

(2022年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減	平均勤続年数
L S I	23,401名	1,031名増	12.0年
半 導 体 素 子			
モ ジ ュ ー ル			
そ の 他			
販売・管理等共通部門			

(注) 平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

(9) 重要な子会社の状況

(2022年3月31日現在)

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ローム浜松株式会社	10,000百万円	100.0%	電子部品の製造
ローム・アホロ株式会社	450百万円	100.0	電子部品の製造
ラピッドセミコンダクタ株式会社	300百万円	100.0	電子部品の製造及び販売
ラピッドテクノロジー - 株式会社	100百万円	100.0	電子部品の製造及び開発
ロームエレクトロニクスフィリピンズ・インク	1,221,563千フィリピン ペソ	100.0	電子部品の製造
ロームインテグレイテッド・システムズ・ライブラリー・カンパニー・リミテッド	1,115,500千タイバーツ	100.0	電子部品の製造
ローム・セミコンダクタ・チャイナ・カンパニー・リミテッド	16,190百万円	100.0	電子部品の製造
ローム・エレクトロニクス・ドイツ・カンパニー・リミテッド	9,417百万円	100.0	電子部品の製造
ローム・セミコンダクタ・ホンコン・カンパニー・リミテッド	27,000千ホンコン ドル	100.0	電子部品の販売
ローム・ユー・エス・イー・インク	317,142千米ドル	100.0	北南米子会社の統括・管理
ローム・エレクトロニクス・ヨーロッパ・リミテッド	101,037千英ポンド	100.0	欧州子会社の統括・管理
ローム・エレクトロニクス・アジア・プライベート・リミテッド	90,630千シンガポール ドル	100.0	アジア子会社の統括・管理

- (注) 1. 資本金は百万円未満または千外貨未満を、議決権比率は小数点第1位未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率は他の子会社等による間接所有を含んだものであります。

## 2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000 株  
 (2) 当事業年度末の発行済株式総数 103,000,000 株 (自己株式4,856,340株を含む)  
 (3) 当事業年度末の株主数 28,274 名  
 (4) 大株主 (上位10名)

(2022年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	15,401 千株	15.69 %
公益財団法人ロームミュージックファンデーション	10,385	10.58
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,569	5.67
株式会社京都銀行	2,606	2.65
THE BANK OF NEW YORK 134088	1,540	1.56
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,513	1.54
GOVERNMENT OF NORWAY	1,090	1.11
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,061	1.08
BBH FOR FINANCIAL INVESTORS TRUST-SEAFARER OVERSEAS GROWTH AND INC FD	1,050	1.06
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	987	1.00

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第2位未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。  
 2. 当社の自己株式 (4,856千株) は、上表から除外しております。なお、自己株式には株式付与ESOP信託が保有する当社株式 (5千株) を含んでおりません。  
 3. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき、算出しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	当社普通株式 3,318株	5名



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役

(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
※ 取締役社長 社長執行役員	松 本 功	CEO
取締役 専務執行役員	東 克 己	COO
取締役 常務執行役員	伊 野 和 英	CSO 兼 経理本部長
取 締 役 上 席 執 行 役 員	立 石 哲 夫	CTO
取 締 役 上 席 執 行 役 員	山 本 浩 史	SCM本部長、管理本部長 兼 サステナビリティ担当
取 締 役	南 雲 忠 信	横浜ゴム株式会社 相談役 日本ゼオン株式会社 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	山 崎 雅 彦	
取 締 役 (常勤監査等委員)	仁 井 裕 幸	
取 締 役 (監査等委員)	千 森 秀 郎	弁護士法人三宅法律事務所 パートナー (弁護士) 王子ホールディングス株式会社 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	宮 林 利 朗	宮林公認会計士事務所 所長 (公認会計士)
取 締 役 (監査等委員)	田 中 久 美 子	御堂筋監査法人 代表社員 (公認会計士)

(注) 1. ※印は代表取締役であります。

2. 取締役 南雲忠信並びに取締役 (監査等委員) 仁井裕幸、千森秀郎、宮林利朗及び田中久美子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、取締役 南雲忠信並びに取締役 (監査等委員) 仁井裕幸、千森秀郎、宮林利朗及び田中久美子を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 (監査等委員) 宮林利朗及び田中久美子は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 取締役（監査等委員）山崎雅彦及び仁井裕幸は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査環境の整備や社内の情報収集、内部統制システムの整備状況の日常的な監査、内部監査部門等との十分な連携等を通じて、監査等委員会の監査・監督機能を強化するためであります。
6. 当社と社外取締役の重要な兼職先との間には、特別な関係はございません。
7. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

(1) 就任

- ① 山本浩史及び南雲忠信は、2021年6月25日開催の第63期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
- ② 山崎雅彦は、当社取締役でありましたが、2021年6月25日開催の第63期定時株主総会において取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。

(2) 退任

上原邦生氏及び西岡幸一氏は、2021年6月25日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。

(3) 地位の変更

- ① 伊野和英は、2021年6月25日付にて、取締役 常務執行役員に就任いたしました。
- ② 山本浩史は、2021年6月25日付にて、取締役 上席執行役員に就任いたしました。
- ③ 山崎雅彦は、2021年6月25日付にて、取締役 常勤監査等委員に就任いたしました。

(4) 担当の変更

- ① 東克己は、2021年6月25日付にて、COO 生産・品質・営業統括からCOOに担当を変更いたしました。
- ② 伊野和英は、2021年6月25日付にて、CSO 事業統括からCSO 兼 経理本部長に担当を変更いたしました。
- ③ 山本浩史は、2021年6月25日付にて、SCM本部長からSCM本部長、管理本部長 兼 サステナビリティ担当に担当を変更いたしました。

(5) 重要な兼職の異動

千森秀郎は、2021年6月29日付にて、王子ホールディングス株式会社の社外監査役に就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等を除く）全員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

## (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、その保険料は当社が全額負担しております。なお、犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

#### (5) 取締役の報酬等

①取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を取締役報酬協議会の答申を受け、2021年3月12日開催の取締役会において決議いたしました。

(b) 決定方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役の報酬及び賞与（以下、「報酬等」という）は、その経営責任を明確にし、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、定額である固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬（株式報酬）から構成し、独立社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場での監督機能を担う観点から、固定報酬のみを支払うこととする。

なお、当社は、取締役の報酬等に関する独立性・客観性・透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める取締役報酬協議会を設置し、取締役の報酬体系及びこれに基づく各取締役の報酬等の協議を行う。

ii. 固定報酬の額等の決定（報酬等を与える時期等の決定を含む）に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月例の現金報酬とし、役位、職責に応じて、他社水準も参照に、総合的に勘案して決定する。

iii. 業績連動報酬及び非金銭報酬の内容及び額等の決定（報酬等を与える時期等の決定を含む）に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、直近の決算期における連結売上高及び連結営業利益額の目標値に対する達成度合いに応じて算出される額を毎年一定の時期に支払う。

非金銭報酬は、株主との価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬とする。業務執行取締役は、取締役会の決議により、譲渡制限付株式報酬に充てるものとされた金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、毎年一定の時期に付与する。

iv. 個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役報酬協議会において業務執行取締役の種類別の報酬割合を検討する。

なお、報酬等の種類別の比率の目安は、目標の業績指標を100%達成した場合、固定報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝6：3：1とする。

v. 個人別の報酬等の内容に関する決定の方法

取締役の報酬等については、取締役報酬協議会の答申に基づき、取締役の報酬体系、種類別の報酬割合及び算定方法等を規定した役員報酬規則を取締役会の決議により定めるものとする。

取締役会は、取締役報酬協議会の答申内容を尊重し、役員報酬規則に従い取締役の個人別の報酬等を決定する。

(c) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役報酬協議会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬は、2019年6月27日開催の第61期定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬額は年額9億円以内（うち社外取締役分は1億円以内）、監査等委員である取締役の報酬額は年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の員数は8名、監査等委員でない社外取締役の員数は1名、監査等委員である取締役の員数は4名です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第62期定時株主総会において、株式報酬の額を年額1億円以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

### ③取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	379 (12)	185 (12)	159 (-)	34 (-)	9 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	83 (61)	83 (61)	- (-)	- (-)	5 (4)
合 計 (うち社外取締役)	463 (73)	269 (73)	159 (-)	34 (-)	14 (6)

- (注) 1. 上表には、2021年6月25日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査等委員でない取締役から監査等委員である取締役に異動した取締役1名がそれぞれに含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

### ④業績連動報酬等に関する事項

取締役が業績向上に対する意識を高めることにより、持続的な成長と企業価値の拡大を図るため、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して業績連動報酬として、直近の決算期における連結売上高及び連結営業利益額の目標値に対する達成度合いに応じて算出される額を毎年一定の時期に支払うこととしています。

業績指標として連結売上高及び連結営業利益を選定した理由は、業績の向上・企業価値の拡大に向けて最も明確で、経営の成果を端的に示す指標であり、中期経営計画に掲げている指標との整合性もあるため、適切なインセンティブとして機能すると判断したためです。

なお、当連結会計年度の売上高は4,521億2千4百万円、営業利益は714億7千9百万円となっております。

### ⑤非金銭報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的に、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して株式報酬を交付しております。

当該株式報酬は譲渡制限付株式報酬であり、その交付状況は、2.株式に関する事項に記載のとおりです。

## (6) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名 / 地位	出席会議 出席状況	発言状況及び社外取締役が果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
南 雲 忠 信  取締役	取締役会 12回/12回 出席  役員指名協議会 4回/4回 出席  取締役報酬協議会 3回/3回 出席	同氏には、経営者として培われた豊富な知識と経験に基づき、経営の監督機能を果たすという役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、2021年6月の就任後、取締役会において積極的に発言をいただくなど、独立した立場から経営等に対して助言・提言を行っております。また、役員指名協議会及び取締役報酬協議会の委員として、取締役の指名や報酬の決定プロセスにおいて、客観的かつ公平な立場から知見を発揮し、透明性の高いガバナンス体制の構築等に貢献しております。
仁 井 裕 幸  取締役 (常勤監査等委員)	取締役会 15回/15回 出席  監査等委員会 15回/15回 出席  役員指名協議会 4回/4回 出席  取締役報酬協議会 3回/3回 出席	同氏には、金融機関等において培われた幅広い知識・見識、常勤監査役及び常勤監査等委員として携わった豊富な経験に基づき、経営の監査・監督機能を果たすという役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくなど、独立した立場から経営等に対して助言・提言を行っております。また、監査等委員会の委員長を務めるとともに、内部監査部門との連携等を通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。 さらに、2021年6月まで、役員指名協議会及び取締役報酬協議会の委員として、取締役の指名や報酬の決定プロセスにおいて、客観的かつ公平な立場から知見を発揮し、透明性の高いガバナンス体制の構築等に貢献しております。
千 森 秀 郎  取締役 (監査等委員)	取締役会 15回/15回 出席  監査等委員会 15回/15回 出席  役員指名協議会 8回/8回 出席  取締役報酬協議会 6回/6回 出席	同氏には、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定における透明性・公正性の確保及び経営の監査・監督機能の強化という役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくなど、独立した立場から経営等に対してガバナンス強化に資する助言・提言を行っております。 また、役員指名協議会及び取締役報酬協議会の委員として、取締役の指名や報酬の決定プロセスにおいて、客観的かつ公平な立場から知見を発揮し、透明性の高いガバナンス体制の構築等に貢献しております。



氏名 / 地位	出席会議 出席状況	発言状況及び社外取締役が果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
宮 林 利 朗  取締役 (監査等委員)	取締役会 15回/15回 出席  監査等委員会 15回/15回 出席	同氏には、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定機能及び経営の監査・監督機能の強化という役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくとともに、財務・会計における知見に基づく取締役の職務執行の監査を通じて、独立した立場から経営等に対して助言・提言を行っております。
田 中 久 美 子  取締役 (監査等委員)	取締役会 15回/15回 出席  監査等委員会 15回/15回 出席	同氏には、主に公認会計士としての専門的見地及び豊かな国際経験等から、取締役会の意思決定機能及び経営の監査・監督機能の強化という役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくとともに、財務・会計における知見に基づく取締役の職務執行の監査を通じて、独立した立場から経営等に対して助言・提言を行っております。



## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	122 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	137 百万円

- (注) 1. 当社が有限責任監査法人トーマツと締結した監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の従前年度の監査実績及び報酬額、監査計画の内容並びに報酬見積額の算出根拠等を確認し検討した結果、合理的なものであると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社8社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社におきましては、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項のいずれかに該当し、解任を相当と認めるときは、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行できないと判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

ロームグループでは、内部統制システムの強化を重要な経営課題の一つとして捉え、グループ全体の業務プロセスを適正に維持することにより、企業としての持続的な成長と社会的責任を果たしてまいりたいと考えております。具体的な内部統制システム構築の基本方針は、当社取締役会において以下のとおり決議しております。

なお、サステナビリティを巡る課題に対応し、事業リスクを適切に管理するマネジメント体制を強化するため、2022年4月20日開催の取締役会において、委員会組織の見直し等の一部改定をしており、以下の体制におきましては、当該改定を反映しております。

#### ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) ロームグループが更なるグローバル化を図っていくにあたり、法令はもとより、人権・労働・環境・腐敗防止等多岐にわたる問題に対し、国連グローバル・コンパクト10原則を支持し、ロームの製品・技術・サービスによりこれら社会課題の解決 (SDGs) に貢献する。また、社会的責任に関する国際規格「ISO26000」に準拠するとともに、「責任ある企業同盟 (RBA) による行動規範」を遵守し、サステナビリティ経営を推進する。
- (b) 取締役は、「ロームグループ行動指針」や取締役会規則等の社内規程に基づき職務を執行し、法令・定款への適合性を確保する。
- (c) 「ローム・コーポレートガバナンス・ポリシー」に基づき、適切なガバナンス体制を構築し、取締役会が取締役に対する監督機能を発揮することにより、経営の公正性、透明性を確保する。
- (d) 取締役が他の取締役の違法な行為を発見した場合には、直ちに取締役会及び監査等委員会に報告する。
- (e) 複数の独立した社外取締役が、定期的に会合を開催し、相互に情報や意見の交換を行うとともに、取締役の職務の執行の法令・定款への適合性を常に確認する。
- (f) 海外を含むグループ全社に内部通報制度 (外部の弁護士事務所から独立した通報窓口を設置する場合を含む) 及びサプライヤー様向け通報制度 (コンプライアンス・ホットライン) を展開すること等により、取締役の違法な行為の発見と再発防止対策を行う。
- (g) 独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性を評価・モニタリングするとともに、取締役の不正事案発生時には、同部門が取締役会に直接報告できるレポートラインを確保する。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、年度事業計画等取締役の職務の執行に係る決定事項等は文書 (電子データを含む。以下同じ。) により保存し、その保存・管理体制は法令並びに社内規程を遵守する。

- (b) グループ会社や関連部門への指示等は、原則として文書により行い、取締役がいつでも閲覧できる保管状況にする。
- (c) 取締役の職務の執行に係る情報は、関係部署等において適正に保存・管理するとともに、社内通知・情報セキュリティ教育等による全従業員への周知・教育により、情報の漏えいや不正利用を防止する。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) EHSS統括委員会は、環境（Environment）、健康・衛生（Health）、安全（Safety）、サステナビリティ（Sustainability）に関連するマネジメントシステムの運用を統括し、取締役会に対して適宜、報告・相談を行うとともに、取締役会から監督・指示を受ける。EHSS統括委員会の傘下に、安全衛生、リスク管理・BCM、環境、サプライチェーン、倫理、労働、情報セキュリティ、品質の各マネジメントシステムを推進する体制を構築し、それぞれ担当する分野に関して発生する経営上の諸問題やリスクに対し、その対策・指導・解決に努め、適切に対応する。
- (b) 業務遂行上発生する可能性のある重要なリスクを抽出・分析・統括管理するリスク管理・BCM委員会を組織する。突然の自然災害等不測の事態の発生に対してもその影響を回避または極小化し、結果として事業の存続を可能とするため、リスク管理・BCM委員会において、各リスク主管担当部署の活動状況を検証するとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、あらゆる事前対策や準備に努めるよう、グループ全社に徹底を図る。
- (c) 反社会的勢力排除に向けた社内体制として、総務部に危機管理室を設置し、警察等外部の専門機関との連携・情報交換を行い、排除のための具体的活動の展開・徹底を図る。また、反社会的勢力排除のための対応について社内規程を定め、その遵守を求めるとともに、グループ全従業員に配布している「ロームグループ行動指針」などで毅然たる態度で対応するよう明記し、各種社内研修等の機会を活用して啓発に努める。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 執行権限を持つ取締役の人数を絞り込むとともに、執行役員制度を導入し、職務分掌に基づいた具体的業務の執行を行わせ、執行に係る迅速な意思決定を実現する。
- (b) 取締役社長の意思決定を補佐することを目的として、執行役員によって構成する経営執行会議を設置する。
- (c) 経営に重要な影響を及ぼす事項は、個別に社内プロジェクトチームを設置し、問題の把握・分析・報告に当たらせるとともに、定款、社内規程に則し、適宜、取締役会や稟議書にて機動的に意思決定する。
- (d) リスク管理や情報管理等さまざまな事項についての社内の管理方法を文書化した社内標準の遵守を徹底する。
- (e) ロームグループの競争力強化、適正利益の確保のため、中期経営計画を策定するとともに、目標達成に影響を与えるサステナビリティ重点課題（マテリアリティ）を特定し、その進捗及び達成状況の管理を行う。

#### ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) コンプライアンス委員会を組織し、「ロームグループ行動指針」を展開する等によりグループ全体での法令遵守活動を行う。グループ会社にも当社に準じたコンプライアンス体制を組織し、部門責任者をリーダーに選任して、各部門におけるコンプライアンス意識と法令遵守の徹底を図る。
- (b) 固有の法令を適切に遵守するため、EHSS統括委員会の傘下にある各マネジメントシステム体制において、グループ全体の法令遵守状況の確認及び啓発活動等を行う。
- (c) 会社情報の適時開示に係る社内体制のもと、各部署はインサイダー情報の適正な管理に努め、従業員に対する教育・啓発を行い、インサイダー取引の防止を図る。
- (d) 海外を含むグループ全社に内部通報制度（外部の弁護士事務所から独立した通報窓口を設置する場合を含む）及びサプライヤー様向け通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を展開すること等により、従業員の職務の執行における違法な行為の発見と再発防止対策を行う。

#### ⑥企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) ロームグループ全体の企業価値を向上させるため、創業の精神である企業目的・方針を共有し、グループが一丸となって事業活動を行う。
- (b) 当社のEHSS統括委員会の傘下にある各マネジメントシステム体制が、それぞれの担当分野における業務の適正を確保するため、グループ会社を横断的に指導・管理する。
- (c) ロームグループ全社に共通する標準書を制定し、運用する。
- (d) 当社に「グループ会社役員指名協議会」を設置し、グループ会社の役員人事に親会社として適切に関与するとともに、グループ会社の取締役または監査役を適切に配置し、業務執行の適正性の監視を行う。
- (e) グループ会社での重要案件について、当社の取締役会承認や稟議書決裁を必要とする制度の運用のほか、当社各部門が定期的に報告を受けることにより、グループ会社を管理する。
- (f) 財務報告の適正性確保のための体制と、その監査制度への対応を通じて、当社に加え主要なグループ会社を包含した内部統制制度の強化を進める。
- (g) 社長直轄の組織である当社内部監査部門は、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況及びリスク管理状況等を確認するため、内部監査を実施する。

- ⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会の職務を補助するため、必要な実務能力を具備した使用人を配置することができる。
  - (b) 当該使用人は、会社の業務執行に係る職務との兼務はしない。また、その人事・異動・考課については、監査等委員会の意見を尊重する。
- ⑧監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 取締役は、他の取締役の職務の執行における違法の行為、善管注意義務に違反する行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合、直ちに監査等委員会に報告を行う。
  - (b) EHSS統括委員会及びその傘下にある各マネジメントシステム体制を運用する各会議体へ必要に応じて常勤監査等委員がオブザーバーとして出席するとともに、各委員会等は議事録等で活動内容を定期的に監査等委員会へ報告する。
  - (c) 稟議書、報告書等により業務執行の経過及び結果が適宜監査等委員会に報告される体制とする。
  - (d) 当社及びグループ会社の取締役及び従業員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合、速やかに必要な報告を行う。
  - (e) コンプライアンス・ホットラインの担当部署は、内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に報告する。
  - (f) グループ会社の取締役または監査役等が、当社及びグループ会社の業務執行に関し、法令、定款及びその他の社内規程に違反またはロームグループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して報告する。
  - (g) 当社の取締役及び法務部門がコンプライアンス・ホットラインへの通報対象となる場合には、通報受付の独立性を確保する観点から、常勤監査等委員が直接報告を受けるルートを確保する。
  - (h) 監査等委員会へ報告を行った者に対しては、法令・社内規程に従い、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 内部統制システムの運用状況について、取締役は監査等委員会の求めに応じその都度報告を行う。
- (b) 内部監査部門は、監査等委員会との連携を強化するとともに、監査結果を定期的に報告する。
- (c) 監査等委員会は、ロームグループに精通した社内取締役及び法律・会計・金融の専門家等の社外取締役を交えた多様な構成とし、独立性・実効性の高い充実した体制とする。
- (d) 監査等委員会は、監査等委員でない取締役と随時意見の交換を行う。
- (e) 監査等委員会がその職務の執行において必要と認める費用は会社が負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

ロームグループでは、前記基本方針に基づき、内部統制システムの構築とその適切な運用に努めております。当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンス体制について

- ・ロームグループでは、「企業目的」「経営基本方針」などの目的・方針を実践していく上で遵守すべき行動規範として「ロームグループ行動指針」を全ての役員、従業員等に周知するとともに、当該指針に則った行動をとるよう徹底しております。
- ・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制強化に向けた計画を策定するとともに、計画に沿った階層別、役割別の教育の実施、「ロームグループ行動指針」遵守に関するトップメッセージの発信等を行っております。
- ・内部通報制度を運用し、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見及び適切な対処を実施しており、その運用状況については定期的に取締役会及び監査等委員会に報告しております。
- ・業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性について、同部門において評価・モニタリングを実施することで、業務の透明性と実効性を向上させる取り組みを行っております。

②リスク管理体制について

- ・リスク管理・BCM委員会を適宜開催し、業務遂行上発生する可能性のある重要なリスクを抽出・分析・統括管理しております。また、突然の自然災害等不測の事態の発生に対しても、その影響を回避または極小化し、結果として事業の存続を可能とするため、リスク管理・BCM委員会が各リスク主管担当部署の活動状況を検証するとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、あらゆる事前対策や準備に努めるよう、グループ全社に徹底しております。
- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対しては、グループ全社員と家族の安全確保及び感染拡大防止の徹底を図るとともに、事業活動の継続に向けてグローバルな対応に取り組み、その内容を取締役会で適宜報告しております。



- ・手口の高度化・巧妙化が進むサイバー攻撃や頻度が増加しているテレワークに関して、全従業員への情報セキュリティ教育や不審メールへの対応訓練の実施、インシデント発生を即座に検知するソフトウェアの導入等、継続的なセキュリティ対策に取り組んでおります。
- ・「**「ロームグループ機密情報管理方針**」を定めるとともに、全社的に統括管理する部門を設置し、機密情報マネジメント体制を構築・運用することで、適切な機密情報管理の徹底に努めております。

### ③子会社管理体制について

- ・グループ会社での重要案件について、当社の取締役会承認や稟議書決裁を必要とする制度の運用のほか、当社各部門が業務遂行状況等について定期的に報告を受けることにより、グループ会社を管理しております。
- ・社長直轄の組織である当社内部監査部門が、年度計画に基づき、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況及びリスク管理状況等の内部監査を実施し、業務の適正性を確認しております。また、監査結果については定期的に取締役及び監査等委員会に報告を行っております。

### ④取締役の職務執行について

- ・年間計画に基づき定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を適時に行うとともに、相互に取締役の職務執行の監督を行っております。
- ・取締役会及び社内規程において各取締役に委任する事項を明確にするとともに、執行役員制度を導入し、効率的かつ機動的な職務執行を行っております。
- ・経営執行会議において、重要な経営方針や計画、業務執行等を審議し、取締役社長の意思決定を補佐しています。
- ・取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に則り適正に保存・管理されており、情報漏えいや不正利用を防止しております。

### ⑤監査等委員会が選定する監査等委員の職務執行について

- ・当該監査等委員は、取締役会のほか、CSR委員会（現EHSS統括委員会）などの重要な会議に出席し、適宜意見を述べております。
- ・当該監査等委員は、当社各部門及びグループ会社への往査やリモート監査などを実施し、業務執行の適法性、適正性を確認しております。
- ・当該監査等委員は定期的に取締役、会計監査人、内部監査部門と情報及び意見交換を実施し、監査の実効性の向上を図っております。



### (3) 株式会社の支配に関する基本方針についての当社の考え方

当社は、「つねに品質を第一とし、いかなる困難があろうとも、良い商品を国の内外へ永続かつ大量に供給し、文化の進歩向上に貢献すること」を企業目的としております。そして、この企業目的を遂行することが、当社の永続的かつ総合的な企業価値の創造と向上をもたらすと同時に、株主の皆様を始めとする全てのステークホルダーへの利益貢献につながるものと考えております。また、株主の皆様から負託を受けた当社取締役会は、上記企業目的を遂行し、持続的成長に向けて不断の経営努力を尽くすことで、更なる企業価値の向上を図る責務を負っているものと理解しております。

いわゆる買収防衛に関しては、企業価値向上による株価の上昇や、積極的なIR活動による株主説明責任の貫徹及び株主の皆様との常日頃からの対話による信頼関係の確立こそが、その最善の方策であると考えております。そして、当社に対して買収の提案が行われた場合には、これを受け入れるか否かの最終判断は、その時点における株主の皆様にご委ねされるべきであり、その際に当社取締役会が自己の保身を図るなど恣意的判断が入ってはならないと考えております。また、買収提案の局面においては、株主の皆様が十分な情報に基づき相当な検討期間をかけて適正な判断を下すことができること（インフォームド・ジャッジメント）が、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために不可欠であると考えております。

# 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>620,004</b>	<b>流動負債</b>	<b>105,877</b>
現金及び預金	293,144	支払手形及び買掛金	18,105
受取手形及び売掛金	100,151	電子記録債務	4,929
電子記録債権	8,644	未払金	36,131
有価証券	49,256	未払法人税等	11,472
商品及び製品	39,678	その他の	35,237
仕掛品	61,675		
原材料及び貯蔵品	53,135	<b>固定負債</b>	<b>82,901</b>
未収還付法人税等	1,026	社債	40,536
その他の	13,342	繰延税金負債	28,983
貸倒引当金	△ 49	退職給付に係る負債	11,092
		その他の	2,289
<b>固定資産</b>	<b>409,127</b>		
<b>有形固定資産</b>	<b>292,090</b>	<b>負債合計</b>	<b>188,778</b>
建物及び構築物	92,046	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具	78,396	<b>株主資本</b>	<b>810,851</b>
工具、器具及び備品	6,876	資本金	86,969
土地	68,421	資本剰余金	102,411
建設仮勘定	41,760	利益剰余金	661,386
その他の	4,589	自己株式	△ 39,915
<b>無形固定資産</b>	<b>5,266</b>		
のれん	795	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>28,965</b>
その他の	4,471	その他有価証券評価差額金	39,314
<b>投資その他の資産</b>	<b>111,770</b>	為替換算調整勘定	△ 8,294
投資有価証券	87,506	退職給付に係る調整累計額	△ 2,054
退職給付に係る資産	3,176		
繰延税金資産	11,310	<b>非支配株主持分</b>	<b>536</b>
その他の	9,846		
貸倒引当金	△ 69	<b>純資産合計</b>	<b>840,353</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,029,132</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>1,029,132</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		452,124
売上原価		289,803
<b>売上総利益</b>		<b>162,320</b>
販売費及び一般管理費		90,841
<b>営業利益</b>		<b>71,479</b>
営業外収益		
受取利息	1,175	
受取配当金	847	
為替差益	8,090	
その他	1,316	11,430
営業外費用		
支払利息	114	
和解金	195	
その他	47	358
<b>経常利益</b>		<b>82,551</b>
特別利益		
固定資産売却益	619	
投資有価証券売却益	2,190	
補助金収入	100	2,909
特別損失		
固定資産廃売却損	789	
固定資産圧縮損	100	
減損	285	
災害による損失	427	1,602
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>83,859</b>
法人税、住民税及び事業税	15,944	
法人税等調整額	1,057	17,001
<b>当期純利益</b>		<b>66,857</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		30
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>66,827</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>314,578</b>	<b>流動負債</b>	<b>95,358</b>
現金及び預金	87,969	買掛金	55,279
受取手形	245	電子記録債権	6,654
売掛金	93,620	未払費用	14,907
電子記録債権	8,247	未払法人税等	11,157
有価証券	45,856	未払りの他	5,996
商品及び製品	19,049		1,054
仕掛品	8,704		307
材料及び貯蔵品	12,895	<b>固定負債</b>	<b>53,800</b>
前払費用	827	社債	40,536
短期貸付金	460	長期未払金	376
未収入金	33,231	繰延税金負債	10,950
その他	3,470	退職給付引当金	1,903
		株式給付引当金	16
<b>固定資産</b>	<b>322,813</b>	資産除去債務	17
<b>有形固定資産</b>	<b>90,400</b>	<b>負債合計</b>	<b>149,158</b>
建物	19,333	<b>(純資産の部)</b>	
構築物	332	<b>株主資本</b>	<b>448,908</b>
機械及び装置	14,202	資本金	86,969
車両運搬具	4	資本剰余金	97,261
工具、器具及び備品	1,170	資本準備金	97,253
土地	43,008	その他資本剰余金	7
建設仮勘定	12,349	利益剰余金	304,593
<b>無形固定資産</b>	<b>3,271</b>	利益準備金	2,464
の特許権	795	その他利益剰余金	302,128
ソフトウェア	205	研究開発積立金	1,500
その他	2,143	別途積立金	243,500
<b>投資その他の資産</b>	<b>229,141</b>	繰越利益剰余金	57,128
投資有価証券	86,722	自己株式	△ 39,915
関係会社株	122,885	<b>評価・換算差額等</b>	<b>39,325</b>
長期貸付金	9,265	その他有価証券評価差額金	39,325
長期前払費用	4,813		
前払金の他	2,452	<b>純資産合計</b>	<b>488,233</b>
その他	3,002		
貸倒引当金	△ 0	<b>負債純資産合計</b>	<b>637,391</b>
<b>資産合計</b>	<b>637,391</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	384,181
売上原価	296,786
<b>売上総利益</b>	<b>87,394</b>
販売費及び一般管理費	53,628
<b>営業利益</b>	<b>33,766</b>
営業外収益	
受取利息及び配当金	15,045
為替差益	6,218
技術指導料	10,042
経営指導料	684
その他	1,231
営業外費用	
支払手数料	3,020
租税公課	1,260
その他	277
<b>経常利益</b>	<b>62,429</b>
特別利益	
固定資産売却益	756
投資有価証券売却益	1,830
特別損失	
固定資産廃売却損失	555
減損損失	196
<b>税引前当期純利益</b>	<b>64,264</b>
法人税、住民税及び事業税	6,176
法人税等調整額	4,851
<b>当期純利益</b>	<b>53,236</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

ローム株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 朋之  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上田 博規

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ローム株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ローム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

ローム株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 朋之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上田 博規

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ローム株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、往査やリモート監査を通じて、業務及び財産の状況を調査しました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

ローム株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 仁 井 裕 幸 ㊟

監査等委員(常勤) 山 崎 雅 彦 ㊟

監査等委員 千 森 秀 郎 ㊟

監査等委員 宮 林 利 朗 ㊟

監査等委員 田 中 久 美 子 ㊟

(注) 監査等委員 仁井裕幸氏、千森秀郎氏、宮林利朗氏及び田中久美子氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

---

MEMO

---

MEMO

# 株主総会会場ご案内略図

**日時** 2022年6月24日（金曜日）午前10時

**会場** 京都市東山区三十三間堂廻り644番地2  
ハイアット リージェンシー 京都 1階 ザ・ボールルーム



公共交通機関のご案内

電車でお越しになる場合

京阪電車「七条駅」下車、  
東へ徒歩約8分

バスでお越しになる場合

JR京都駅より市バス208系統 博物館 三十三間堂 泉涌寺・東福寺行き  
市バス206系統 三十三間堂 清水寺 祇園・北大路バスターミナル行き

「博物館三十三間堂前」下車、東へ徒歩約1分

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場をお控えいただき、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い致します。

